

未認定患者を調査

水俣病

厚生省 係官 請求者の訴え聞く

日も経けられるが、未認定患者の訴えに関する行政当局の措置は、一がメドとみられている。

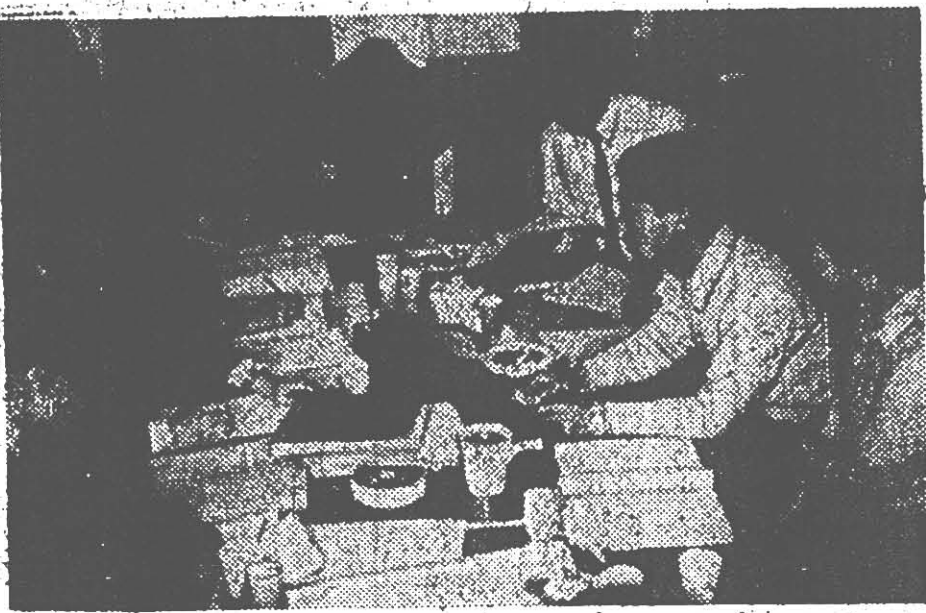
「水俣病に認定されなかったのは納得できない」と、厚生省に行政不服審査請求の申し立てを行なっていた川本輝夫さん(四〇)「水俣市の浦一ら九人(熊本七人、鹿児島二人)の現地調査のため、十五日厚生省の事務官一人が水俣入りし未認定患者の実情を調査した。

厚生省環境衛生局の佐々木典夫、和田勝岡事務官で、後藤孝典氏(弁護士)土井國雄氏(東京・医師)松井国俊氏(東大大学院)ら訴訟代理人の案内で、川本さん宅をはじめ、岩北郡芦北町女島

浜、Aさん(六〇)、水俣市多口良、B子さん(二〇)ごの家庭を訪問、患者たちの悲憤な訴えを聞いて回った。患者や家族たちは、口々に水俣病の検査基準のきびしさを指摘、新編なみの基準緩和を要請した。

特にAさんは知覚障害、歩行の困難、よだれなど水俣病の激症患者と類似しており、調査官たちも水俣病研究会の原田正純顧問らの説明を聞きながら熱心にメモをとっていた。

この現地調査は十六、十七の両



川本さん(右から二人目)から話を聞く厚生省の係官(左側)